

監査報告書

令和5年5月12日

学校法人 横浜商科大学

理事 会 御中
評議員 会 御中

学校法人 横浜商科大学

監事 松下芳男 

監事 吉澤 勝次郎 

私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人横浜商科大学寄付行為第15条の規定に基づき、学校法人横浜商科大学の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

私たちは、理事会及び評議員会等に出席し、理事から業務の報告を聞く傍ら議事録や、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し計算書類について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、学校法人の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類即ち資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記録と合致し、その収支及び財産の状況を正しく表示しており、学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為その他、法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められません。

以上